

マンガでわかる！

消費者トラブル防止ガイド

シニア編



目次

還付金詐欺	-----	2・3
架空請求	-----	4・5
次々販売	-----	6・7
相談窓口・情報提供先	---	8

還付金詐欺



還付金詐欺とは？



還付金詐欺とは、市役所などの自治体、税務署、社会保険事務所や年金事務所などの職員を名乗り、医療費や税金などを還付する手続きであるかのように装い、お金をだまし取ろうとする詐欺です。ATMを操作させるなどして、自己の口座から相手方の口座へ現金を振り込ませるなどの手口が見られます。

こんな手口に注意！！

- ✓ 市役所や年金事務所などの職員を名乗り、消費者に対してお金を支払うという内容の電話をかけてくる。
- ✓ 急がなければ還付金が受け取れなくなることを強調し、話を進める。
- ✓ 消費者自身の口座に振り込み入金されるものと誤信させ、「個人番号」や「取扱番号」などと偽って、犯人側に振り込む金額を入力させ、お金をだまし取る。

- 医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。
- 「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMへ行くように」と言われたら、還付金詐欺です。
- 不審な電話があっても、相手の説明をうのみにせず、すぐに警察や消費生活センターなどに相談してください。



架空請求



架空請求とは？



架空請求とは、身に覚えのない代金を請求され、金銭をだまし取られる詐欺です。

架空請求の手段は、電話、はがき、封書、電子メール、SMSなど様々ですが、中でも**はがきによるものが2017年以降増加しています**。支払い方法も口座への振込だけではなく、プリペイドカードによる方法や詐欺業者が消費者に「支払番号」を伝えてコンビニのレジで代金を支払わせる方法など様々です。

- **身に覚えのない請求には連絡をしないようにしましょう。** 詐欺業者に新たに電話番号などの個人情報を知られてしまうと、今度は別の手段で請求してくることが予想されます。
- **公的機関が実際に作成している文書と酷似した郵便物が家に送られてくることもあるので注意しましょう。**
- 「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断は難しいので、**放置せず、すぐに消費生活センターに相談することが重要です。**
- 証拠(請求はがき、封書、電子メールなど)は保管しておく方が良いでしょう。
- 根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けておきましょう。

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(■、●●●)裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和×年×月×日

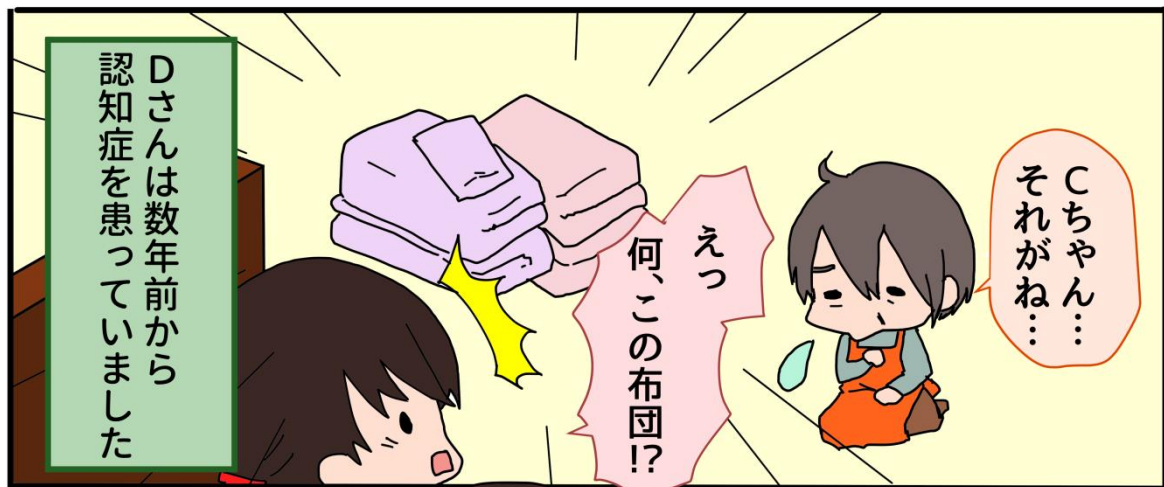
法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目●●●

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-××-××××
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)



次々販売



次々販売とは？



次々販売とは一人の消費者に次から次へと契約させる商法です。同じ商品または異なる複数の商品を次々に契約させるケースや、複数の業者が次々に契約させるケースなどがあります。必要以上の量や長期間の契約を迫り、結果として高額な契約をさせる「過量販売」もあります。

特に認知症等の高齢者が訪問販売による勧誘でトラブルに遭うケースが多くなっています。認知症等の高齢者の場合には、被害に遭っているという認識が一般の高齢者よりも弱いこともあり、そのため被害の顕在化が遅れ、被害が拡大してしまう恐れがあります。

- 認知症等の高齢者本人はトラブルに遭っているという認識が低いため、問題が顕在化しにくいという傾向があり、特に日頃から家族や身近な人の見守りが必要です。
- クーリング・オフや解約が可能なこともあるので、トラブルに遭ったら最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

＊クーリング・オフは訪問販売や電話勧誘販売などの場合、契約書面を受け取った日から8日以内なら消費者側から一方的に契約をキャンセルできる制度です。



こんな制度もあります！

- ✓ 高齢者の消費者トラブル防止のために、地域の見守り活動やネットワーク作りに取り組んでいる自治体もあり、このような地域の活動を利用する方法もあります。
- ✓ 認知症等の症状が見られる場合には、被害の未然防止や被害拡大の防止のため、成年後見制度を利用することができます。

「おかしい」と感じたら、まず誰かに相談しましょう

消費者ホットライン

い や や
☎ 1 8 8



お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を案内します。

商品やサービスに関する苦情や、事業者とのトラブルなどの相談を受け付けています。

✓ 愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700

✓ お住まいの市町にも消費生活センターや相談窓口が設置されています。

警察相談専用窓口

シャープきゅういちいちまる
☎ # 9 1 1 0



地域を所管する県警本部などの相談窓口につながります。

生活の安全に関する不安や困りごとを抱えている場合に相談できます。

緊急の場合は
☎ 1 1 0 番

適格消費者団体へ情報提供しましょう

適格消費者団体とは、消費者の利益を擁護するために内閣総理大臣から認定を受けた団体です。消費者トラブルの情報を提供すると、同種の消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てられます。



✓ 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット ☎089-987-3101

✓ ウェブサイト(<https://ehime-syohisya-net.org/>)

「情報提供のお願い」からメールでも情報受付中。



◀QRコードからもアクセスできます

発行・著作：特定非営利活動法人えひめ消費者ネット（内閣総理大臣認定・適格消費者団体）
制 作：野島翌花（愛媛大学法文学部・泉日出男ゼミ4回生2016年度入学）